

**「学校旅行用  
新型コロナキャンセル費用補償制度」**

**6/18加入手続き開始！！  
(7月3日以降出発の旅行が対象にな  
ります。)**

**◆制度の概要**

**内容 ⇒ ①学校国内旅行専用②参加者の新型コロナ陽性診断限定  
③感染者&同行者の取消料を全額補償**

※ただし旅行代金の総額の50% かつ 5000万円限度

※旅行契約に基づき学校が会員に支払う取消料が対象です。会員と交通機関・宿泊施設等との間で発生する精算を対象とするものではありません。

**保険責任期間 ⇒ 旅行出発日の13日前から出発までの14日間**

**掛金 ⇒ 学校旅行の旅行代金総額×2.5%**

**◆申込要領**

**対象となる旅行⇒受注型企画旅行のみとなります**

**申込締切日⇒旅行出発日の15日前**

※例:旅行開始日が7/3(土)の場合、6/18(金)が申込締切

**申込要領⇒①別紙の加入依頼書に必要事項を記入します**

**②掛金を指定口座に振り込みます**

**③加入依頼書と振込の控を当社にFAXします**

◆すべての旅行用である「国内旅行キャンセル補償制度」については、6月下旬から7月上旬の連絡を予定しています。

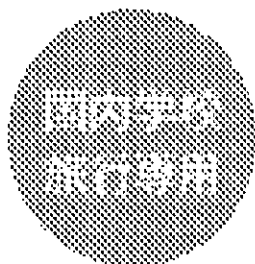
**※お問い合わせはお気軽に下記までどうぞ！**

【お問い合わせ先】 全旅協指定保険代理店／全旅協事務受託会社  
「全旅●保険」株式会社旅行ビジネスサポート  
(TEL 03-6272-9704, FAX 03-6272-9714)

株式会社 **トラベルロード**

電話(096)223-5339

FAX(096)215-3288



# 全旅協 新型コロナウイルス感染症 キャンセル費用補償制度

修学旅行キャンセル費用保険特約条項(一般社団法人全国旅行業協会 用)セット費用・利益保険  
保険期間:2021年6月18日~2022年6月17日



この「新型コロナウイルス感染症」の流行により、学校旅行が中止となり、キャンセル料を補償します。

## ① 補償の対象となる事由

◆保険責任期間(\*)中に旅行参加者が新型コロナウイルスが陽性であると医師が診断し、その後に学校が旅行をキャンセルした場合。

(\*)旅行開始日の13日前から旅行開始時まで(14日間)

◆「学校全体のキャンセル」「一部参加者のキャンセル」のいずれも対象です。  
(ご注意) 以下の場合は補償の対象となりませんのでご注意ください。

- ・旅行開始後のキャンセルや無連絡不参加の場合
- ・陽性診断前にキャンセルを行った場合

## ② お支払いする保険金

旅行契約約款に基づき、学校が会員に支払う取消料の金額。(\*)

ただし、1旅行あたり旅行代金総額の50%かつ5,000万円が限度となります。

(\*)会員が利用施設や交通会社に支払う金額とは異なります。

## ③ 保険料

旅行代金総額(税込) × 保険料率 2.5%(0.025) = 保険料(10円単位に四捨五入)

【保険料例】 旅行代金総額:400万円(税込) → 保険料:10万円(400万円×0.025)

◀重要▶ 旅行参加者が500名を超える場合は保険料率が異なる場合がありますので、都度ご照会ください。

## ④ 申込締切日

旅行開始日の15日前まで

## ⑤ スケジュール



お支払いする保険金の例  
7月15日(木)キャンセルの場合

旅行代金総額:300万円 × 30%(旅行開始日5日前) = 90万円

\*上記は標準旅行業約款適用の場合でキャンセル料を30%として計算しています。

## ③ 保険契約者・加入者

保険契約者：一般社団法人全国旅行業協会

加入者(保険料負担者)：一般社団法人全国旅行業協会の会員(旅行会社)

## ④ 対象となる学校(被保険者)

学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学、専修学校および各種学校ならびに児童福祉法に定める保育所ならびに就学前の子どもに関する教育、保育所の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園

## ⑤ 対象となる学校旅行

国内学校旅行等(※1)のうち、保険期間内に保険責任期間(※2)が開始する受注型企画旅行

(ご注意)旅行行程の一部や、参加生徒の一部のみに限定したお引き受けはできません。

(※1)学校行事(学校が行事への責任を負担するもの)として実施されるもので全旅程が国内のものに限ります。

(※2)各旅行契約の旅行開始日の13日前の午前0時から旅行開始時まで(14日間)。

## ⑥ 保険金をお支払いする場合

保険責任期間中(14日間)に、旅行参加者が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の陽性判定を医師から受け、陽性診断の後に旅行契約を解除した場合

## ⑦ 保険金をお支払いしない主な場合

- ・関係者(学校、生徒などの旅行参加者、および金員役職員)の故意、重大な過失、法令違反。
- ・旅行の中止について、速やかに保険契約者に連絡を行わなかったことにより被った損害
- ・旅行開始の後に発生した取消料

など

## ⑧ Q&A

### (1) 加入内容の変更はいつまで可能ですか？

→申込締切日(=旅行開始日の15日前まで)可能です。

### (2) 旅行参加予定者でない生徒の感染により、学校が危機管理上の判断で旅行を中止した場合も補償対象ですか？

→対象となりません。旅行参加予定者の中から感染者が発生した場合のみ対象となります。

### (3) 濃厚接触者で自宅待機をしている参加者も補償対象ですか？

→対象となりません。

### (4) クラス単位の旅行やクラブ活動の旅行も対象になりますか？

→学校が行事に対する責任を負担するものとして実施させる「受注型企画旅行」であれば対象となります。

### (5) 旅行開始後の定義とは？

→添乗員、被保険者の使用人または被保険者が委託したものが受付を行う場合は、その受付完了時

・受付が行われない場合においては、最初の交通機関・宿泊施設等に応じて、次の時とします。

【航空機】乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時

【船舶】乗船手続き完了時

【鉄道】改札終了時または改札のないときはその列車乗車時

【車両】乗車時

【宿泊施設】その施設への入場時

【宿泊施設以外の施設】その施設の利用手続き終了時

## ⑨ その他のご説明事項

### (1) 告知義務(ご加入時における注意事項)

保険契約者または被保険者の方は、ご加入の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

告知事項は加入依頼書記載事項のすべてです。加入依頼書および付属別紙にご記載いただく内容については、正確に告知願います。ご加入の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の以下の項目をいいます。

①被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)

②損保ジャパンが、保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項

### (2) 通知義務(ご加入時後における注意事項)

・次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

■加入依頼書および付属別紙書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないこととなります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

(※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店にご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

## ・重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除することがあります。

### (3) 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料をご請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### (4) 加入依頼書の記載事項等の確認

- ・加入依頼書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- ・保険料算出の基礎となる売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更のお申し出をお願いします。
- ・保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

### (5) 事故が起こった場合

・事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

- ①保険金請求書
- ②医師の指示等による医療機関、地域外来・検査センターにおけるPCR検査等で陽性となった日を証明する書類
  - ・医師の診断書
  - ・陽性証明書
  - ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき行政機関等の指示により、治療を開始すること(または開始したこと)が証明できる資料
- ③旅行代金総額、旅行名、被保険者名、旅行期間、出発地、旅行者数、旅行の取消料等、本保険の対象となることが特定できる書面

### (6) 保険会社破綻時の取扱い

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### (7) その他

■加入者証は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象となりません。

など

## 申込のなかれ

### (手順1) 加入依頼書必要事項を記入

⇒【国内学校旅行専用】全旅協 新型コロナウイルス感染症キャンセル費用補償制度 加入依頼書

### (手順2) 保険料の振込

⇒振込先：三井住友銀行 日本橋支店(695) 普通預金 8470408 一般社団法人 全国旅行業協会 学校キャンセル保険口

### (手順3) 「加入依頼書」と「振込の事実が分かる振込の控」の2つをFAX

⇒送信先(株)旅行ビジネスサポート FAX番号 03-6272-9714

◀重要▶ 上記(手順3)までを、必ず旅行出発日の15日前までに行ってください

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## お問い合わせ先

### 【取扱代理店】

株式会社旅行ビジネスサービス

〒102-0089 東京都千代田区麹町4丁目5番地 KSビル3階

TEL. 03-6272-9704(受付時間 平日9時~17時30分)

### 【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 企業営業第八部第四課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL. 03-3231-4678(受付時間 平日9時~17時)

## 【国内学校旅行専用】

# 全旅協 新型コロナウイルス感染症キャンセル費用補償制度 学校控

学校名	
旅行名	
旅行開始日	年 月 日
保険責任期間	旅行出発日の13日前から旅行開始時までの14日間となります。 ただし、旅行出発後のキャンセルは補償の対象外となります。
旅行会社名	

### 補償の対象となる事由

◆保険責任期間(\*)中に旅行参加者が新型コロナウイルスが陽性であると医師が診断し、その後に学校が旅行をキャンセルした場合。  
(\*)旅行開始日の13日前から旅行開始時まで(14日間)

◆「学校全体のキャンセル」「一部参加者のキャンセル」のいずれも対象です。  
(ご注意) 以下の場合は補償の対象となりませんのでご注意ください。  
・旅行開始後のキャンセルや無連絡不参加の場合  
・陽性診断前にキャンセルを行った場合

### お支払いする保険金

旅行契約約款に基づき、学校が旅行会社に支払う取消料の金額。  
ただし、1旅行あたり旅行代金総額の50%かつ5,000万円が限度となります。

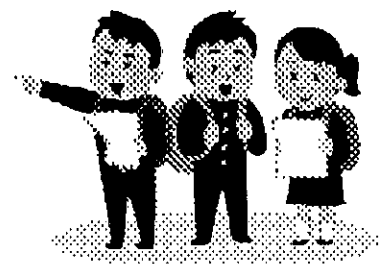
### スケジュール



### ●全旅協新型コロナウイルス感染症 キャンセル費用保険【国内学校旅行専用】の仕組み

- ・契約者 : 一般社団法人全国旅行業協会
- ・引受保険会社 : 損害保険ジャパン株式会社
- ・保険代理店 : 株式会社旅行ビジネスサポート
- ・保険加入者 : 一般社団法人全国旅行業協会の会員(旅行会社)
- ・被保険者 : 学校

この制度は、一般社団法人全国旅行業協会が損害保険ジャパン株式会社との間で保険契約を締結し、その制度に一般社団法人全国旅行業協会の会員の旅行会社が加入する仕組みです。  
学校は制度の契約当事者ではありませんが、補償を受ける対象となります。



## ④ 保険契約者・加入者

保険契約者：一般社団法人全国旅行業協会

加入者(保険料負担者)：一般社団法人全国旅行業協会の会員(旅行会社)

## ⑤ 対象となる学校(被保険者)

学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学、専修学校および各種学校ならびに児童福祉法に定める保育所ならびに就学前の子どもに関する教育、保育所の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園

## ⑥ 対象となる学校旅行

国内学校旅行等(※1)のうち、保険期間内に保険責任期間(※2)が開始する受注型企画旅行  
(ご注意)旅行行程の一部や、参加生徒の一部のみに限定したお引き受けはできません。

(※1)学校行事(学校が行事への責任を負担するもの)として実施されるもので全旅程が国内のものに限ります。

(※2)各旅行契約の旅行開始日の13日前の午前0時から旅行開始時まで(14日間)。

## ⑦ 保険金をお支払いする場合

保険責任期間中(14日間)に、旅行参加者が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の陽性判定を医師から受け、陽性診断の後に旅行契約を解除した場合

## ⑧ 保険金をお支払いしない主な場合

- ・関係者(学校、生徒などの旅行参加者、および会員役職員)の故意、重大な過失、法令違反。
- ・旅行の中止について、速やかに保険契約者に連絡を行わなかったことにより被った損害
- ・旅行開始の後に発生した取消料

など

## ⑨ Q&A

(1) 加入内容の変更はいつまで可能ですか？

→申込締切日(=旅行開始日の15日前まで)可能です。

(2) 旅行参加予定者でない生徒の感染により、学校が危機管理上の判断で旅行を中止した場合も補償対象ですか？

→対象となりません。旅行参加予定者の中から感染者が発生した場合のみ対象となります。

(3) 濃厚接触者で自宅待機をしている参加者も補償対象ですか？

→対象となりません。

(4) クラス単位の旅行やクラブ活動の旅行も対象になりますか？

→学校が行事に対する責任を負担するものとして実施させる「受注型企画旅行」であれば対象となります。

(5) 旅行開始後の定義とは？

→添乗員、被保険者の使用人または被保険者が委託したものが受付を行う場合は、その受付完了時

・受付が行われない場合においては、最初の交通機関・宿泊施設等に応じて、次の時とします。

【航空機】乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時

【船舶】乗船手続き完了時

【鉄道】改札終了時または改札のないときはその列車乗車時

【車両】乗車時

【宿泊施設】その施設への入場時

【宿泊施設以外の施設】その施設の利用手続き終了時

